



R7年度 住宅用



重点対策加速化事業の補助金が始まります！

※必ず交付規程や要領などをご確認ください。

重点対策加速化事業活用

●太陽光発電システム

主な要件

- ・FIT/FIP制度の認定を受けないこと
- ・令和7年5月12日以降の契約であること
- ・市に登録された小売電気事業者と電気の契約をすること
- ・発電する電力量の30%以上を自家消費すること
- ・一定期間Jクレジット制度への登録を行わないこと

上限 63 万円

- ・(1) kw × 7 万円
- (2)補助対象経費(税抜き) × 1/2
- (1)又は(2)の金額の低い方

重点対策加速化事業活用

●蓄電池

主な要件

- ・太陽光発電設備と同時設置の場合に限る
- ・導入価格(工事費込み、税抜き)が蓄電容量に対して14.1万円/kWh以下であること
- ・20kw未満の蓄電池であること

上限 35 万円

- ・補助対象経費が105万円以下の場合、補助対象経費に3分の1を乗じた額

- 注意事項：本補助金は、環境省の交付金事業として実施しているため、その他の国の事業とは併用はできません。予算がなくなり次第、受付終了します。

重点対策加速化事業を活用した補助メニューにおける申請の流れ

(住宅用太陽光発電設備・蓄電池、事業者用太陽光発電設備・蓄電池、高効率空調、高効率照明)

5/12以降

6月9日

受付開始後

交付決定

交付決定後

事業完了から
2ヵ月以内

工事請
負契約



受付
開始



交付
申請



最大21日間

交付決定に要する期間

※必ず工事着手日の21日
以上前に申請すること

工事
着手



実績
報告



補助金
交付



補助事業HPは
こちらから

重点事業に該当するのか確認していただける
チェックリストがHPにあります！
その他必要書類もHPよりダウンロードできます。



【お問い合わせ】

岡崎市環境部ゼロカーボンシティ推進課

Tel.0564-23-6685

Mail : ondankataisaku@city.okazaki.lg.jp

裏面もご確認ください

●補助対象者 (詳細はHPをチェック)

- ・岡崎市税を滞納していないこと。
 - ・岡崎市暴力団排除条例 (平成23年岡崎市条例第31号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - ・国の通達日より前 (令和7年5月12日) に契約の締結をしていないこと。
 - ・期限内に実績報告書を提出できる見込みであること。
- ※事業完了日から2か月以内。ただし、2か月以内であっても令和8年2月27日が最終期限

●市に登録された地産電力メニューとの契約 (太陽光発電設備のみ)

- ・太陽光発電設備を申請される場合、市に登録された地産電力メニューを契約し、及び契約する小売電気事業者に余剰電力の売買契約をすることが要件となります。
- ・R7.5.12 現在、該当する事業者は「おいでんエネルギー株式会社」1社です。
- ・補助金の交付を受けるには岡崎産再エネでんきの電力メニュー (買取りと供給) と契約する必要があります。
- ・実績報告時においでんエネルギー(株)が発行する「ご契約内容のお知らせ」を提出していただきます。

●事業者登録制度

- ・補助制度における対象設備の設置においては、岡崎市脱炭素関連事業者 (愛知県内に事業所を有する施工業者) に対象設備の施工を依頼することが要件となります。補助金の受付と共に登録制度を開設しています。
- ・そのため、施工を担う事業者の方は、交付申請時までに登録制度に係る必要書類を提出してください。補助申請と同時に申請も可能です。



重点対策加速化事業と併用可能な既存のメニューもあります！

☞重点対策加速化事業と加算可能

●住宅用蓄電システム

上限 **15** 万円

補助対象経費(税抜き)×20/100

☞重点対策加速化事業と併用可能

●電気自動車充電システム (V2H)

上限 **10** 万円

補助対象経費(税抜き)×20/100

☞重点対策加速化事業と併用可能

●太陽熱利用システム (自然循環型・強制循環型)

上限 **1万6千円**
・上限 **4万8千円**

補助対象経費(税抜き)×20/100

※ZEH補助金は国の事業のため 重点対策加速化事業とは併用できません

●ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

上限 **16** 万円

・国が実施する補助事業子育てグリーン住宅支援事業のGX志向型住宅、戸建住宅ZEH化等支援事業におけるZEH+として交付決定を受けたZEHのみ対象